する。障害の種類は次のとおりである。

○ 視覚障害	○ 病弱・身体虚弱
○ 聴覚障害	○ 言語障害
○ 精神薄弱	○ 情緒障害
○ 肢体不自由	○ 重複障害

2 形態

(1) 来所相談

電話、手紙等の申し込みにより、来所日時をあらかじめ調整のうえ通知し、相談者の来所によって行った。また、相談の内容によっては電話だけによる相談も行った。

(2) 巡回就学相談

① 事業内容

障害児発達状況や教育措置に対する正しい認識を得させるため、4教育事務所管内において巡回就学相談を実施し、適正就学に関する啓発活動の充実を図った。

② 実施地域と相談件数

相談件数81件　県北：福島市（19件）
会津：会津若松市（33件）
相双：原町市（16件）
いわき：いわき市（13件）

(3) 地域相談室相談

次の3カ所に地域相談室を設置し、各障害の相談に応じられるように相談員を委嘱し、来室による相談、電話による相談を行った。

＜地域相談室＞

設置場所	住所並びに電話番号
（県立聾学校福島分校内） 県北地域相談室	〒960 福島市森合町6－34 ☎ 0245(31)5013
（県立聾学校会津分校内） 会津地域相談室	〒965 会津若松市一箕町 大字鶴賀字下柳原102 ☎ 0242(22)1286
（県立聾学校平分校内） 浜通り地域相談室	〒970－01いわき市平 馬目字馬目崎61 ☎ 0246(34)2202

3 現状と課題

平成8年度の教育相談の状況は、下記の表のとおりである。社会の変化や障害の多様化が進む状況での障害児の教育相談は、比較的早期からの援助や子どもの発達に即した長期にわたる援助が必要である。また、障害そのものに対する援助、二次的な心理・社会的不適応に対する援助、子どもにかかわる人たちへの援助などが重要である。その意味から、県心身障害児総合療育センター等の医療機関、保健所等の関係機関、幼稚園・学校等との密接な連携を図った。障害児が社会参加・自立するためには、さらに連携を深めるとともに、地域社会の理解が欠かせない。相談の三形態の特性を生かした障害児理解及び支援のための教育相談を一層充実させる必要がある。

年齢・学校別相談件数

形態＼年齢・学校		幼児(歳)		小学校 (年)						中学校 (年)			高等学校(年)			一般他	計
		0～4	5	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3		
来所	実件数	21	31	27	21	17	18	13	23	26	22	13	22	11	8	7	280
相談	延件数	85	126	126	89	74	88	72	149	166	110	101	166	73	43	24	1,492
地域	実件数	63	56	12	7	10	15	11	29	23	23	16	2	1	1	18	287
相談	延件数	530	296	39	21	26	40	31	111	105	112	108	6	4	2	42	1,473
巡回就学相談	実件数	2	56	4	5	3	4	1	4		2						81
	延件数	2	56	4	5	3	4	1	4		2						81
計	実件数	86	143	43	33	30	37	25	56	49	47	29	24	12	9	25	648
	延件数	617	478	169	115	103	132	104	264	271	224	209	172	77	45	66	3,046

障害別相談件数

形態＼障害		視覚障害	聴覚障害	精神薄弱	肢体不自由	病弱虚弱	言語障害	情緒障害	重複障害	その他	計
来所	実件数	5	2	63	18	4	21	156	2	9	280
相談	延件数	15	9	346	72	15	107	888	9	31	1,492
地域	実件数	22	41	53	7	84	6	34	26	14	287
相談	延件数	134	377	182	21	226	41	274	173	45	1,473
巡回就学相談	実件数	1		49	8	4	6	12		1	81
	延件数	1		49	8	4	6	12		1	81
計	実件数	28	43	165	33	92	33	202	28	24	648
	延件数	150	386	577	101	245	154	1,174	182	77	3,046